

2026年1月7日

お客様各位

株式会社 佐賀共栄銀行

法人口カード取扱規定の改定について

平素より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人口座の代理人カード発行取扱開始に伴い、以下のとおり法人口カード取扱規定を改定いたします。

なお、改定後の規定は、従前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 改定対象

カード規程集「法人口カード取扱規定」

2. 改定内容

改定前	改定後
6. (代理人による預金の預け入れ・払戻しおよび振込) 代理人のためのカードは発行しません。	6. (代理人による預金の預け入れ・払戻しおよび振込) <u>(1) 代理人による預金の預け入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合は、代理人の氏名、暗証番号を届け出してください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。</u> <u>(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は法人名義となります。</u> <u>(3) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。</u>

3. 改定日

2026年1月13日（火）

以上

本件に関するお問い合わせ先
事務統括部 TEL 0952-22-2244
【受付時間】平日 9:00~17:00